



小平市人事行政の運営等の状況

小平市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成27年度の人事行政の運営等の状況を公表します。 問合せ 職員課☎042(346)9514

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1)任命権者別一般職の職員数（平成28年4月1日現在）
条例上の職員定数は市全体で1,075人ですが、実際の定数内職員数は929人です。

任命権者	定数	定数内職員数	定数外職員数	職員数計
議会事務局	11人	11人		11人
市長部局	788人	743人	18人	761人
教育委員会	268人	167人		167人
選挙管理委員会	4人	4人		4人
監査事務局	4人	4人		4人
農業委員会	(3人)	(3人)		(3人)
計	1,075人	929人	18人	947人

※（ ）の農業委員会の職員は、市長部局の職員が兼務しています。
※定数内職員数は、教育長、臨時および非常勤職員を除いた人数です。また、定数外職員数は、公益的法人などへの派遣職員数です。

(2)役職別職員数（平成28年4月1日現在）
職員の役職別・男女別職員数は、次のとおりです。

①事務・技術系職員				②技能労務系職員			
役職	全体	男	女	役職	全体	男	女
部長および部長相当職	20人	18人	2人	統括技能長職	0人	0人	0人
課長および課長相当職	50人(1人)	45人(1人)	5人	技能長職	10人	0人	10人
課長補佐および課長補佐相当職	68人	53人	15人	技能主任職	66人(5人)	4人	62人(5人)
係長および係長相当職	149人	101人	48人	主事職	0人	0人	0人
主任職	175人(45人)	87人(35人)	88人(10人)	計	76人(5人)	4人	72人(5人)
主事職	409人	188人	221人				
計	871人(46人)	492人(36人)	379人(10人)				

(3)職員採用等および退職等（平成27年4月2日～平成28年4月1日）
職員の採用等および退職等は、次のとおりです。

職員数	採用等の状況				退職等の状況			平成28年4月1日現在	前年度比較		
	平成27年4月1日現在	平成27年4月2日～28年3月31日	平成28年4月1日	他団体からの派遣戻り	計	定年	勲奨			普通等	
929人(53人)	12人	51人(12人)	0人	63人(12人)	26人	4人	11人(14人)	4人	45人(14人)	947人(51人)	18人(▲2人)

※（ ）内的人数は、再任用短時間勤務職員の外書き人数です。

2 職員の競争試験の状況

職員の採用試験は、次のとおりです。

職種	1次試験実施日	受験者数	採用者数
一般事務	平成27年5月10日	292人	5人
一般技術（土木）		10人	2人
一般技術（建築）		8人	2人
一般技術（電気）		1人	0人
一般事務	平成27年9月20日	138人	25人
一般事務（身体障がい者対象）		7人	2人
一般技術（土木）		8人	3人
一般技術（電気）		7人	2人
保育士	平成27年12月13日	31人	8人
学芸員		6人	1人
栄養士		26人	4人
一般事務（民間経験者対象）		120人	8人
一般技術（土木）		5人	1人
計		659人	63人

3 職員の人事評価の状況

職員の職務で発揮された能力などについて、毎年、評価を行っています。評価の状況は右表のとおりです。

評価の回数	1回
評価の時期	1月
評価対象人数	892人(52人)

※（ ）内的人数は、再任用短時間勤務職員の外書き人数です。

4 職員の給与の状況（平成28年4月1日現在）

手当を除いて職員に支給される給料の1人当たりの平均支給月額と平均年齢は、右表のとおりです。

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	316,235円	39.4歳
技能労務職	317,438円	51.5歳

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間（平成28年4月1日現在）
職員の標準的な勤務時間は、次のとおりです。

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
週38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から1時間

※保育園、図書館など不規則な勤務に従事する職員については、勤務時間は週当たり38時間45分となるように勤務の割り振りをしています。
※再任用短時間勤務職員の勤務時間は、週当たり31時間以内です。

(2)休暇等（平成28年4月1日現在）

職員の休暇等は、年次休暇、病気休暇、公民権の行使、骨髄移植休暇、結婚休暇、産前産後休暇、育児時間、出産介護休暇、生理休暇、妊婦の健診等、妊婦の通勤緩和、忌引、父母の祭日、災害等による交通遮断、長期勤続休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、子の看護休暇、介護休暇等があります。なお、年次休暇の平成27年の平均取得日数は、10.6日です。

6 職員の休業に関する状況

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を推進することを目的として、3歳に満たない子を養育するための制度です。部分休業は、勤務を中断することなく、育児と仕事の継続および両立が図れるよう、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の始めまたは終わりにおいて、1日を通じて2時間の範囲内において勤務しないことができる制度です。

区分	男性職員	女性職員	合計
育児休業取得者数	2人	50人	52人
部分休業取得者数	0人	50人	50人

※取得者数は延べ人数です。

7 職員の分限および懲戒処分

分限処分は、職員の勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合など、公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分であり、免職、退職、降任、降給の4種類があります。懲戒処分は、職員が法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠った場合、または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に公務員関係の秩序を維持するため、職員の道義的責任を追究して行う処分であり、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

区分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
処分件数	0件	65件	0件	0件	0件	1件	1件	0件

※処分件数は、延べ件数であり、休職の期間が更新された場合は、そのつど新たな処分が行われたものとして計上しています。

8 職員のサービスの状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務を遂行しなければなりません。職員が職務を遂行するにあたり守るべき義務は、次のとおりです。

区分	内容
職務命令等に従う義務	職員は法令等に従い、かつ、上司の命令に忠実に従わなければなりません
信用失墜行為の禁止	職員はその職の信用を傷つけ、または職全体の不名誉となる行為をしてはなりません
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません
職務専念義務	職員は法令上特別の定めがある場合を除くほか、勤務時間中全力で職務を遂行しなければなりません
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為をしてはなりません
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています
営利企業等の従事制限	職員は許可を受けなければ、営利企業等に従事することができません

9 職員の退職管理の状況

平成28年3月31日付けで退職した課長級以上の職員の再就職状況については、右表のとおりです。

	再就職状況	人数
	市の再任用職員または嘱託職員になった者	3人
	民間企業等に就職した者	2人

10 職員の研修の状況

職員の能力を開発し、公務能率を向上させ、よりよい市民サービスを提供するため、さまざまな研修を行っています。

区分	受講者数	主な研修内容等
東京都町村職員研修所	250人	新任および職層別・経験年数別の研修 政策・法務、情報処理、情報倫理、税務、子育て支援、保育士、男女共同参画社会形成等
その他派遣研修	212人	日本経営協会、市町村職員中央研修所、全国建設研修センター等
市独自研修	1,206人	職層別、保育士、接遇、男女共同参画・セクシュアルハラスメント防止、公務員倫理、労働安全衛生、健康講座、メンタルヘルス、人事評価等

11 職員の福祉および利益の保護の状況

(1)福利厚生制度
職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、小平市職員互助会を設置し、職員の元気回復、その他福利厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費および市の負担金などで運営されています。

区分	傷病	死亡
公務災害	3件	0件
通勤災害	1件	0件

(3)健康診断等
職員の健康管理のため、毎年、健康診断等を実施しています。実施状況は、右表のとおりです。

区分	受診者数
定期健康診断	711人
その他検診（※）	462人

※V D T健康診断、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診。

12 公平委員会の業務の状況

(1)勤務条件に関する措置の要求
職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

年度当初係属件数	0件
年度中申立て件数	0件
年度中処理件数	0件
年度末係属件数	0件

(2)不利益処分に関する不服申立て
職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して不服申立てができます。

年度当初係属件数	0件
年度中申立て件数	0件
年度中処理件数	0件
年度末係属件数	0件

(3)人事管理に関する苦情処理
職員は、公平委員会に対して勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申し出および相談を行うことができます。

年度中相談件数	0件
年度中処理件数	0件
年度末未処理件数	0件

春の全国交通安全運動を前に、市では協力団体と合同で、市民を対象とした交通安全市民のつどいを開催します。

市民のつどい

交通安全

3月18日(土) 午後1時30分開会 1時間開場
ところ ルネこだいら中ホール
費用 無料
定員 300人
内容 交通安全お笑いライブ、レクナンス、歌と笑いのバラエティショー
出演 日本エレクトレル連合、小平市高齢クラブ連合会女性部、グッドラックコメディ工房
申込み 2月28日(火)まで(必着)

実行委員会を募集

毎年夏に、小平グリーンロード沿いの公園や広場で開催する「小平グリーンロード灯りまつり」の実行委員会を募集します。
対象 月1・2回の会議、準備作業および8月5日(土)に予定している灯りまつりに参加できる団体または個人
※会議はおおむね月曜日の午前開催します。各団体から1人の参加をお願いします。
内容 灯りまつりの企画、準備および当日の会場運営ほか
申込み 2月28日(火)までに、産業振興課☎(346)95811
問い合わせ ☎(346)95811

3月の行事と催し
とき 3月4日(土) 午前10時～正午
費用 1組300円
対象 小学生の親子
◆親子郷土学習 ゆでまんじゅう作り
◆和楽器による春の演奏会
◆紙芝居を楽しもう
◆春のよさこい踊り
◆小平紙芝居サークルともしび、小平市文化振興財団
◆ふるさと村寄席
◆小平3つどん
◆小平種うどん
◆小平種うどん
◆小平種うどん
◆小平種うどん

共同
問合せ 小平ふるさと村☎(346)95811
営業日 3月5日(日)・12日(日)・18日(土)・20日(月)・祝・25日(土)・26日(日)
※団体予約(10人・30人で日曜日のみの利用は午後1時30分以降になります)
問合せ 小平ふるさと村☎(346)95811
営業日 3月5日(日)・12日(日)・18日(土)・20日(月)・祝・25日(土)・26日(日)

開催
ところ ルネこだいら大ホール
※駐車場はありません。
費用 5,500円(全席指定)
※小学校入学前のお子さんの入場はご遠慮ください。
曲目 リオ・ファンク、キャプテン・カリブ(予定)ほか
出演 リー・リトナー(ギター)、寺井尚子(ヴァイオリン)、神保彰

◆第16回想い出の歌をみんなで歌いましよ
とき 3月9日(水) 午後1時30分開演 1時間開場
ところ 中央公民館ホール
費用 100円
内容 基本的な発声練習の後、懐かしい唱歌、流行歌などを一緒に歌います。
主催 小平市歌謡連盟
問合せ 柴田☎042(327)0954

東村山税務署

確定申告は3月15日(水)までに

◆申告書の提出・納付期限
▽所得税および復興特別所得税、贈与税：3月15日(水)
▽個人事業者の消費税および地方消費税：3月15日(金)
申告書は、税務署への来署のほか、e-Tax(電子申告)による送信や郵便または信書便による送付、税務署の時間外文書受付箱に投かすことができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
◆日曜臨時窓口を開設
とき 2月26日(日) 午前9時～午後5時
ところ 東村山税務署
※当日は国税の領収・納税証明書の発行、電話相談は行いません。

立川都税事務所

都税の納付には安心・便利な振替納税を

納税には振替納税が利用できます。振替納税は、利用している預貯金口座から、納期の末日(納期限)に自動的に納付できる便利な制度です。
問合せ 東京都主税局徴収部納税推進課☎(03)5555-0955

女性の活躍でビジネスチャンスアップ

とき 3月13日(月) 午後1時30分～4時30分
問合せ 障がい者支援課☎(346)9540

障がい者施設などの製品を販売

年に4回、市内の障がい者施設の製品を市役所内で販売しています。クッキーやパン、縫製品、木工製品、革製品も豊富に取りそろえています。
とき 3月6日(月)・10日(金) 午前9時30分～午後4時
ところ 市役所1階ロビー
問合せ 障がい者支援課☎(346)9540

(ドラムス)、本田雅人(サクソフ)ほか
申込み ルネこだいらチケットカウンター☎042(346)90000
問合せ 小平市文化振興財団☎(346)5111

◆市役所2階で受付
とき 月曜～金曜日 午前9時～11時30分、午後1時～4時
※2月25日(土)は、午前9時から11時30分まで申告を受け付けます。※期限間近になると受付窓口が大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。
※申告書は東部・西部出張所の窓口や、動く市役所、郵便または信書便による送付でも受け付けています。※勤務先から小平市へ給与支払報告書の提出がある方や、税務署へ確定申告をする方は、市民税・都民税の申告は必要ありません。
◆所得がなかった方も申告にご協力
平成28年中に所得がなかった方も、必要事項を記入のうえ、申告書を出してください。これは、非課税証明書の発行に国民健康保険税軽減の算定資料にするためです。
◆確定申告に関する相談
受付期間中は、給与収入、年金収入の簡易な確定申告書作成の相談も行っています。
ただし、次に該当する申告の相談は取り扱っていませんので、東村山税務署へご相談ください。
▽住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除・寄附金控除)ふるさと納税(ふるさと納税)を含む申告
問合せ 税務課☎(346)9522・9523

市民税・都民税の申告に必要な書類

■マイナンバーに係る本人確認書類(通知カードなどの番号確認書類および健康保険証などの身元確認書類またはマイナンバーカード)
■平成29年度市民税・都民税申告書が郵送されてきた方は、その申告書・印鑑
■平成28年1月から12月までの所得を証明する書類(給与所得者は勤務先が発行した源泉徴収票、公的年金の受給者は年金支払者から送付された源泉徴収票、給与・年金以外の所得のある方は支払調書など)
■社会保険料(国民年金など)の支払額がわかるもの(源泉徴収票、領収書、控除証明書など)
■生命保険料・地震保険料の控除証明書
■医療費控除を受ける方は、医療費の領収書と補てん金額がわかる書類
※受診した人ごと、医療機関ごとに事前に計算を済ませておいてください。
■障害者控除を受ける方は、障害者手帳など
■勤労学生控除を受ける方は、在学証明書や学生証など

◆ホームぺージを利用した申告書の作成・電子申告
国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーで申告書が作成できます。作成した申告書は印刷してそのまま税務署に提出できます。また、電子証明書取得などの事前準備をすると、自宅や事務所から申告や納付ができるe-Taxを利用できます。詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。
◆立川都税事務所
問合せ 東村山税務署(〒189-8555) 東村山市本町1-20-22 ☎(346)6811
問合せ 立川市本町1-20-22 ☎(346)6811

◆就職面接会
とき 3月10日(金) 午後1時30分～3時30分 1時受付
ところ ルネこだいらレセプションホール
参加企業 市内および周辺の企業9社
持ち物 履歴書(複数枚)、参加票
(会場にもあります)、ハローワーク紹介状(お持ちの方)
申込み 当日、会場へ
問い合わせ ハローワーク立川
問合せ ☎042(906)8615、産業振興課☎(346)9534

◆女性活躍でビジネスチャンスアップ
とき 3月13日(月) 午後1時30分～4時30分
問合せ 障がい者支援課☎(346)9540

◆障がい者施設などの製品を販売
年に4回、市内の障がい者施設の製品を市役所内で販売しています。クッキーやパン、縫製品、木工製品、革製品も豊富に取りそろえています。
とき 3月6日(月)・10日(金) 午前9時30分～午後4時
ところ 市役所1階ロビー
問合せ 障がい者支援課☎(346)9540

東町1-18-15
費用 無料
定員 30人
内容 女性活躍推進法改正意見
介護休業法、女性が活躍する企業の事例ほか
講師 菊地加奈子(特定社会保険労務士)
申込み たましん法総合サービスBOB事務局へ(先着順)☎042(380)11322